

第五号様式（証票）（第十四条関係） （道路運送車両法抜粋） 第七5条の 6 国土交通大臣は、第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3（略） 第106条の 4（略） 第111条（略）	第五号様式（証票）（第十四条関係） （道路運送車両法抜粋） 第七5条の 6 国土交通大臣は、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3（略） 第106条の 4（略） 第111条（略）
---	---

（共通構造部型式指定規則の一部改正）
第六条 共通構造部型式指定規則の一部を次のように改正する。
次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とをこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線のように改める。

改正後	改正前
第五号様式（証票）（第十四条関係） （道路運送車両法抜粋） 第七5条の 6 国土交通大臣は、第七十五条第七項及び第八項、第七十五条の二第四項及び第五項並びに第七十五条の三第五項及び第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3（略） 第106条の 4（略） 第111条（略）	第五号様式（証票）（第十四条関係） （道路運送車両法抜粋） 第七5条の 6 国土交通大臣は、第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3（略） 第106条の 4（略） 第111条（略）

（自動車型式指定規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第七条 自動車型式指定規則等の一部を改正する省令（平成三十年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改正する。
第二条 削除
附 則
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

規	則
---	---

○国家公安委員会規則第一号
元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和五十五年総理府令第百四十二号）を実施するため、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年五月二十四日
国家公安委員会委員長 山本 順三

刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則
(刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第一条 刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別記様式

No. _____	証 票
	所属
	官職 氏 名
上記の者は刑事訴訟法第199条第2項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。	
令和 年 月 日	
国家公安委員会 印	

別記様式

No. _____	証 票
	所属
	官職 氏 名
上記の者は刑事訴訟法第199条第2項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。	
平成 年 月 日	
国家公安委員会 印	

(地方警務官の懲戒の取扱に関する規程の一部改正)

第二条 地方警務官の懲戒の取扱に関する規程(昭和二十九年国家公安委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改

正

後

様式第 3 号

国家公安委員会公告

令和 年 月 日

国家公安委員会委員長 氏 名

次の者に対する懲戒処分書は、本人の所在が不明のため交付することができないから、人事院規則12-0（職員の懲戒）第5条第2項の規定により次のとおり懲戒処分の内容を公告する。

記

官 職 氏 名

(懲戒処分の内容を記入)

様式第 1 号

令和 年 月 日

申 立 書

国家公安委員会委員長 殿

警察庁長官 氏 名

次の者の規律違反につき次のとおり申し立てる。

官 職 氏 名

1 規律違反発覚の端緒

2 規律違反の年月日および場所

3 規律違反の内容

4 添付書類（別紙とする。）

(1) 証 拠

改

正

前

様式第 3 号

国家公安委員会公告

昭和 年 月 日

国家公安委員会委員長 氏 名

次の者に対する懲戒処分書は、本人の所在が不明のため交付することができないから、人事院規則12-0（職員の懲戒）第5条第2項の規定により次のとおり懲戒処分の内容を公告する。

記

官 職 氏 名

(懲戒処分の内容を記入)

様式第 1 号

昭和 年 月 日

申 立 書

国家公安委員会委員長 殿

警察庁長官 氏 名

次の者の規律違反につき次のとおり申し立てる。

官 職 氏 名

1 規律違反発覚の端緒

2 規律違反の年月日および場所

3 規律違反の内容

4 添付書類（別紙とする。）

(1) 証 拠

別記様式

銃器弾丸類送付書

令和 年 月 日

警察本部長名

科学警察研究所長 殿

犯罪の年月日						
犯罪の場所						
事件名						
被害者	年齢				性別 国籍	
住所氏名						
被疑者	年齢				性別 国籍	
住所氏名						
事件の概要						
送付物件						
品名		名称	型式	番号及び記号	数量	記事
	弾丸					
	薬きようその他					
発見場所						
特異事項						
鑑定事項						
備考						
注意	第二条により試射弾丸、薬きよう類を送付するときは、その銃器の名称、型式、番号等を「記事」の欄に記載すること。第三条により銃器を送付するときは、その名称、型式、番号等を「その他」の欄に記入すること。鑑定を囑託するときは、「備考」にその旨を記入するとともに、鑑定事項を記載すること。					

改正後

別記様式

銃器弾丸類送付書

平成 年 月 日

警察本部長名

科学警察研究所長 殿

犯罪の年月日						
犯罪の場所						
事件名						
被害者	年齢				性別 国籍	
住所氏名						
被疑者	年齢				性別 国籍	
住所氏名						
事件の概要						
送付物件						
品名		名称	型式	番号及び記号	数量	記事
	弾丸					
	薬きようその他					
発見場所						
特異事項						
鑑定事項						
備考						
注意	第二条により試射弾丸、薬きよう類を送付するときは、その銃器の名称、型式、番号等を「記事」の欄に記載すること。第三条により銃器を送付するときは、その名称、型式、番号等を「その他」の欄に記入すること。鑑定を囑託するときは、「備考」にその旨を記入するとともに、鑑定事項を記載すること。					

改正前

様式第4号

所 属 官 職
氏 名

上記の者は（規律違反の事実を記載）○○○○○○○○

上記に対し地方警務官の懲戒の取扱に関する規程第12条の規定により訓戒する。

令和 年 月 日

国家公安委員会 印

様式第4号

所 属 官 職
氏 名

上記の者は（規律違反の事実を記載）○○○○○○○○

上記に対し地方警務官の懲戒の取扱に関する規程第12条の規定により訓戒する。

昭和 年 月 日

国家公安委員会 印

（偽造通貨取扱規則の一部改正）
第四条 偽造通貨取扱規則（昭和三十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

第一号

偽造通貨送付書

令和 年 月 日

警察本部長名

科学警察研究所長 殿

	種別
	年別
	記号 番号
	枚数
	逮捕、 未逮捕、 の別
	発見 年月日
	発見 場所
	鑑定 事項
	備考

注意 1、種別は、銘価及び貨幣、紙幣、銀行券の別を記入すること。

2、現品は、堅ろうな封筒に納め、これを本送付書と同封送付すること。

3、鑑定を囑託する場合は、備考にその旨を記入するとともに鑑定事項を記載すること。

4、送付書は、用紙半切判のものを使用すること。

第一号

偽造通貨送付書

平成 年 月 日

警察本部長名

科学警察研究所長 殿

	種別
	年別
	記号 番号
	枚数
	逮捕、 未逮捕、 の別
	発見 年月日
	発見 場所
	鑑定 事項
	備考

注意 1、種別は、銘価及び貨幣、紙幣、銀行券の別を記入すること。

2、現品は、堅ろうな封筒に納め、これを本送付書と同封送付すること。

3、鑑定を囑託する場合は、備考にその旨を記入するとともに鑑定事項を記載すること。

4、送付書は、用紙半切判のものを使用すること。

次条 犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第二号						
通貨偽造事件検挙報告書						
令和 年 月 日						
警察本部 長 名						
科学警察研究所 長 殿						
被疑者住所、氏名	事件名	犯罪の年月日、場所 その他事件の概要	製造方法その他 参考事項	偽造通貨の種類	備考	
						符号
						枚数
						その他
年齢	国籍	性別				

第二号						
通貨偽造事件検挙報告書						
平成 年 月 日						
警察本部 長 名						
科学警察研究所 長 殿						
被疑者住所、氏名	事件名	犯罪の年月日、場所 その他事件の概要	製造方法その他 参考事項	偽造通貨の種類	備考	
						符号
						枚数
						その他
年齢	国籍	性別				

別記様式第 2 号

(その 2)

被疑事実の要旨				
逮捕状	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで以後更新		
	引致場所	警察署又は逮捕地を管轄する警察署		
共犯被疑者	有	年 月 日	地方(区)検察庁身柄送致	
犯の逮捕	無	(被疑者氏名)		
立回り先				
国際旅券発給国		旅券番号		
国際旅券発行月日	年 月 日	有効期間		
手配種別	出国 入国	出国確認留保通知		
空港手配	手配先空港			
手配理由				
被疑者発見時の注意事項	逃走 反響 凶器所持 自殺企図			
その他参考となるべき事項				
連絡担当官	県 課 (電話)			

- 注意 1 指名手配と指名通報に兼用する。
2 住居不定の場合は、その旨を記載し、前住居を付記すること。
3 急遽を要するために逮捕状の発付を受けるいとまのない場合において被疑者の手配をするときは、その旨を参考事項欄に記入し、逮捕状の発付を得た後、その有効期間を追報すること。
4 指名通報の場合において、逮捕状の発付を受けていないときは、参考事項欄に「逮捕状なし」と記入すること。
5 取扱い上特に注意を要するもの又はその旨の連絡があつたものについては、(その 1) 右上欄外に金の文字を赤色で表示すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第 2 号 (犯罪捜査規範第 3 1 条、第 3 4 条)

(その 1)

指名手配書 (指名通報書)

あて名	手配番号									
	手配年月日		年 月 日							
	罪名 (犯罪手口)									
発信者	手配種別	第 1 種 第 2 種 全国 ()								
事件名	手配課	県 警察署 課								
被疑者	出生地									
	本籍 (国籍)									
	住居 (前住居)									
	職業 (前職業)	フリガナ 氏名								
	フリガナ 異(偽)名									
者	生年 月 日	大昭平 令 (歳)	性別	男 女	前科					
	身体 特徴		身長	cm						
	人体 特徴等									
	指紋 番号	左		右			被疑者 写真	有 無	年 月 日	県 署 号
	犯罪登録番号									

(用紙 日本工業規格 A 4)

改正後

別記様式第 2 号

(その 2)

被疑事実の要旨				
逮捕状	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで以後更新		
	引致場所	警察署又は逮捕地を管轄する警察署		
共犯被疑者	有	年 月 日	地方(区)検察庁身柄送致	
犯の逮捕	無	(被疑者氏名)		
立回り先				
国際旅券発給国		旅券番号		
国際旅券発行月日	年 月 日	有効期間		
手配種別	出国 入国	出国確認留保通知		
空港手配	手配先空港			
手配理由				
被疑者発見時の注意事項	逃走 反響 凶器所持 自殺企図			
その他参考となるべき事項				
連絡担当官	県 課 (電話)			

- 注意 1 指名手配と指名通報に兼用する。
2 住居不定の場合は、その旨を記載し、前住居を付記すること。
3 急遽を要するために逮捕状の発付を受けるいとまのない場合において被疑者の手配をするときは、その旨を参考事項欄に記入し、逮捕状の発付を得た後、その有効期間を追報すること。
4 指名通報の場合において、逮捕状の発付を受けていないときは、参考事項欄に「逮捕状なし」と記入すること。
5 取扱い上特に注意を要するもの又はその旨の連絡があつたものについては、(その 1) 右上欄外に金の文字を赤色で表示すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第 2 号 (犯罪捜査規範第 3 1 条、第 3 4 条)

(その 1)

指名手配書 (指名通報書)

あて名	手配番号									
	手配年月日		年 月 日							
	罪名 (犯罪手口)									
発信者	手配種別	第 1 種 第 2 種 全国 ()								
事件名	手配課	県 警察署 課								
被疑者	出生地									
	本籍 (国籍)									
	住居 (前住居)									
	職業 (前職業)	フリガナ 氏名								
	フリガナ 異(偽)名									
者	生年 月 日	大昭平 令 (歳)	性別	男 女	前科					
	身体 特徴		身長	cm						
	人体 特徴等									
	指紋 番号	左		右			被疑者 写真	有 無	年 月 日	県 署 号
	犯罪登録番号									

(用紙 日本工業規格 A 4)

改正前

第七條 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部改正
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

様式第 2 号										改 正 後	
試射弾丸及び薬きよう送付書											
〔令和__年__月__日〕 科学警察研究所長 殿											所轄庁の長 (印)
送付物件	試射弾丸及び試射薬きよう			各 1 個		試射年月日		年 月 日			
亡失拳銃	名称	型式	口径		銃身長		番号	亡失弾薬	発		
被貸与者	所属										
	官職		氏名					歳			
亡失年月日	令和__年__月__日午前 時 分頃から 月 日午後 時 分頃までの間										
亡失の場所											
亡失の状況											
備考											

様式第 2 号										改 正 前	
試射弾丸及び薬きよう送付書											
〔平成__年__月__日〕 科学警察研究所長 殿											所轄庁の長 (印)
送付物件	試射弾丸及び試射薬きよう			各 1 個		試射年月日		年 月 日			
亡失拳銃	名称	型式	口径		銃身長		番号	亡失弾薬	発		
被貸与者	所属										
	官職		氏名					歳			
亡失年月日	平成__年__月__日午前 時 分頃から 月 日午後 時 分頃までの間										
亡失の場所											
亡失の状況											
備考											

第六條 警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第 3 号（第 7 条、第 12 条関係）

※ 受理警察署	署
※ 受理番号	※ 受理年月日
※ 再交付年月日	※ 再交付年月日

警備員指導教育責任者講習
機械警備業務管理者講習

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

印

申 請 者	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電話	() - () 番
	生 年 月 日	明治(大正)昭和(平成) 年 月 日 性別 1. 男 2. 女
修 了 証 明 書	本籍又は国籍	
	番 号	第 () 号
	交付年月日	昭和(平成) 年 () 月 () 日
	受 講 期 間	年 月 日から 月 日まで
再交付を申請する事由		

(警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付を申請する場合)

講習に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
--------------	----	----	----	----

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 「講習に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 1 号（第 4 条、第 13 条関係）

※ 資料区分	※ 受理警察署	() 署
※ 受理番号	※ 受理年月日	年 月 日
※ 資格	1. 警備員指導教育責任者	2. 機械警備業務管理者
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日	※ 種別
※ 修了証明書交付公安委員会	※ 修了証明書の番号	

警備員指導教育責任者講習
機械警備業務管理者講習

受講申込書

年 月 日

公安委員会 殿

申込人の氏名

印

申 込 人	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電話	() - () 番
	生 年 月 日	明治(大正)昭和(平成) 年 月 日 性別 1. 男 2. 女
実 施	本籍又は国籍	※ ()
	受 講 希 望 期 間	年 月 日から 月 日まで
	※ 受 講 期 間	
	※ 受 講 場 所	
※ 考 査 の 結 果		合 ・ 否

6 か月以内に撮影した
無帽、無背景の顔写真
をはること。

撮影 年 月 日

(警備員指導教育責任者講習の受講を申請する場合)

受講を希望する講習に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
既に取得している資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 「受講を希望する講習に係る警備業務の区分」欄及び「既に取得している資格者証に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 3 号（第 7 条、第 12 条関係）

※ 受理警察署	署
※ 受理番号	※ 受理年月日
※ 再交付年月日	※ 再交付年月日

警備員指導教育責任者講習
機械警備業務管理者講習

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

印

申 請 者	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電話	() - () 番
	生 年 月 日	明治(大正)昭和(平成) 年 月 日 性別 1. 男 2. 女
修 了 証 明 書	本籍又は国籍	
	番 号	第 () 号
	交付年月日	昭和(平成) 年 () 月 () 日
	受 講 期 間	年 月 日から 月 日まで
再交付を申請する事由		

(警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付を申請する場合)

講習に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
--------------	----	----	----	----

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 「講習に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 1 号（第 4 条、第 13 条関係）

※ 資料区分	※ 受理警察署	() 署
※ 受理番号	※ 受理年月日	年 月 日
※ 資格	1. 警備員指導教育責任者	2. 機械警備業務管理者
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日	※ 種別
※ 修了証明書交付公安委員会	※ 修了証明書の番号	

警備員指導教育責任者講習
機械警備業務管理者講習

受講申込書

年 月 日

公安委員会 殿

申込人の氏名

印

申 込 人	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電話	() - () 番
	生 年 月 日	明治(大正)昭和(平成) 年 月 日 性別 1. 男 2. 女
実 施	本籍又は国籍	※ ()
	受 講 希 望 期 間	年 月 日から 月 日まで
	※ 受 講 期 間	
	※ 受 講 場 所	
※ 考 査 の 結 果		合 ・ 否

6 か月以内に撮影した
無帽、無背景の顔写真
をはること。

撮影 年 月 日

(警備員指導教育責任者講習の受講を申請する場合)

受講を希望する講習に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
既に取得している資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 「受講を希望する講習に係る警備業務の区分」欄及び「既に取得している資格者証に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

改

正

後

改

正

前

(警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正)

第九条 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成十四年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第十條 (警備員等の検定等に関する規則の一部改正)
次表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

様式第2号

試射弾丸及び薬きょう送付書

令和 年 月 日

科学警察研究所長 殿

警察本部長 (印)

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう 各1個			試射年月日	年 月 日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失 弾薬
亡失者	所属 官職 氏名 歳					
亡失年月日	令和 年 月 日 午 時 分頃から 月 日 午 時 分頃までの頃					
亡失の場所						
亡失の状況						
備 考						

様式第2号

試射弾丸及び薬きょう送付書

平成 年 月 日

科学警察研究所長 殿

警察本部長 (印)

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう 各1個			試射年月日	年 月 日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失 弾薬
亡失者	所属 官職 氏名 歳					
亡失年月日	平成 年 月 日 午 時 分頃から 月 日 午 時 分頃までの頃					
亡失の場所						
亡失の状況						
備 考						

改正後

改正前

別記様式第 4 号 (第 12 条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 成績証明書交付公安委員会		※ 成績証明書の番号		
※ 書換え年月日				

成 績 証 明 書 書 換 え 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則第 12 条第 1 項の規定により成績証明書の書換えを申請します。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名

(フリガナ) 氏 名										
住 所										
生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	性別	1. 男 2. 女
本籍又は国籍	※									
成績証明書の種別	空港保安 施設 雑 路 交通誘導 核燃料物質等 貴重品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務									
検定の区分	1 級 2 級									
交 付 年 月 日	昭和	平成	年	月	日	成績証明書番号	号			
書換え事項	新 旧									
書換えを申請する事由										

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 1 号 (第 9 条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 合格証明書の番号		※ 検定年月日		年 月 日
※ 合格証明書交付公安委員会		※ 合格証明書交付年月日		年 月 日

検 定 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則第 9 条第 1 項の規定により検定を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ) 氏 名										
住 所										
生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	性別	1. 男 2. 女
本籍又は国籍	※									
検定を受けようとする警備業務の種別	空港保安 施設 雑 路 交通誘導 核燃料物質等 貴重品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務									
受けようとする検定の区分	1 級 2 級									
属する名称 営業所 所在地	電話 () 一 番									
1 級の検定を受けようとする者の記載欄	公安委員会									
1 級の検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者については、当該合格証明書を交付した公安委員会及び合格証明書の交付年月日	昭和 平成 年 月 日									

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「属する営業所」欄には、申請者の住所を管轄する公安委員会の行う検定を受けようとする場合は、記載することを要しない。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 4 号 (第 12 条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 成績証明書交付公安委員会		※ 成績証明書の番号		
※ 書換え年月日				

成 績 証 明 書 書 換 え 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則第 12 条第 1 項の規定により成績証明書の書換えを申請します。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名

(フリガナ) 氏 名										
住 所										
生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	性別	1. 男 2. 女
本籍又は国籍	※									
警備業務の種別	空港保安 施設 雑 路 交通誘導 核燃料物質等 貴重品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務									
検定の区分	1 級 2 級									
交 付 年 月 日	昭和	平成	年	月	日	成績証明書番号	号			
書換え事項	新 旧									
書換えを申請する事由										

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 1 号 (第 9 条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 合格証明書の番号		※ 検定年月日		年 月 日
※ 合格証明書交付公安委員会		※ 合格証明書交付年月日		年 月 日

検 定 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則第 9 条第 1 項の規定により検定を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ) 氏 名										
住 所										
生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	性別	1. 男 2. 女
本籍又は国籍	※									
検定を受けようとする警備業務の種別	空港保安 施設 雑 路 交通誘導 核燃料物質等 貴重品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務									
受けようとする検定の区分	1 級 2 級									
属する名称 営業所 所在地	電話 () 一 番									
1 級の検定を受けようとする者の記載欄	公安委員会									
1 級の検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者については、当該合格証明書を交付した公安委員会及び合格証明書の交付年月日	昭和 平成 年 月 日									

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「属する営業所」欄には、申請者の住所を管轄する公安委員会の行う検定を受けようとする場合は、記載することを要しない。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

改

正

後

改

正

前

別記様式第5号（第12条関係）

※ 資料区分 ☐ ※ 受理警察署 ☐ (☐ 署)

※ 受理番号 ☐ ※ 受理年月日 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日

※ 成績証明書交付公安委員会 ☐ ※ 成績証明書の番号 ☐

※ 再交付年月日 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日

成績証明書再交付申請書

警備員等の検定等に関する規則第12条第2項の規定により成績証明書の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ) 氏 名																				
住 所																				
電話 () ー 番 明治 大正 昭和 平成 令和		年	月	日	性別	1. 男 2. 女														
生 年 月 日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
本籍又は国籍																				
成 績 証 明 書	警備業務の種別	空港保安 施 設 雑 踏 交通誘導 核 燃 料 物 質 等 貴 重 品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務																		
	検定の区分	1 級 2 級																		
	交 付 年 月 日	昭和 平成 令和		年		月		日		成績証明書番号				号						
再交付を申請する事由																				

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第5号(第12条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署						()		署		
※ 受理番号		※ 受理年月日						年		月		日
※ 成績証明書交付公安委員会		※ 成績証明書の番号										
※ 再交付年月日								年		月		日

成績証明書再交付申請書

警備員等の検定等に関する規則第12条第2項の規定により成績証明書の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)																			
氏名																			
住所																			
電話		() - 番																	
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	性別	1. 男													
	1 2 3 4	:	:	:		2. 女													
本籍又は国籍																			
成績証明書	警備業務の種別	空港保安 施設 雑 踏 交通誘導 核燃料物質等 貴重品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務																	
	検定の区分	1 級 2 級																	
	交付年月日	昭和 平成	:	:	年	:	:	月	:	:	日	成績証明書番号	:	:	:	:	:	:	号
再交付を申請する事由																			

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 9 号 (第 15 条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署	：	：	：	：	：	：	(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日	：	：	年	：	月	：	日
※ 合格証明書交付公安委員会		※ 合格証明書の番号	：	：	：	：	：	：	：
※ 再交付年月日	：	年	：	月	：	日			

合 格 証 明 書 再 交 付 申 請 書

警備業法第 23 条第 5 項において準用する同法第 22 条第 6 項の規定により合格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)	氏 名										
住 所											
電話	()	—	番								
生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	性別	1. 男	
	1	2	3	4	5	：	：	：		2. 女	
本籍又は国籍											
合格証明書の種別	空港保安 施設 雑 踏 交通誘導 核 燃 料 物 質 等 貴 重 品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務										
検定の区分	1 級	2 級									
交 付 年 月 日	昭和	平成	年	月	日	合格証明書番号					号
再交付を申請する事由											

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 8 号 (第 15 条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署	：	：	：	：	：	：	(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日	：	：	年	：	月	：	日
※ 合格証明書交付公安委員会		※ 合格証明書の番号	：	：	：	：	：	：	：
※ 書換え年月日	：	年	：	月	：	日			

合 格 証 明 書 書 換 え 申 請 書

警備業法第 23 条第 5 項において準用する同法第 22 条第 5 項の規定により合格証明書の書換えを申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)	氏 名										
住 所											
電話	()	—	番								
生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	性別	1. 男	
	1	2	3	4	5	：	：	：		2. 女	
本籍又は国籍											
合格証明書の種別	空港保安 施設 雑 踏 交通誘導 核 燃 料 物 質 等 貴 重 品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務										
検定の区分	1 級	2 級									
交 付 年 月 日	昭和	平成	年	月	日	合格証明書番号					号
書換え事項	新					旧					
書換えを申請する事由											

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 9 号 (第 15 条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署	：	：	：	：	：	：	(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日	：	：	年	：	月	：	日
※ 合格証明書交付公安委員会		※ 合格証明書の番号	：	：	：	：	：	：	：
※ 再交付年月日	：	年	：	月	：	日			

合 格 証 明 書 再 交 付 申 請 書

警備業法第 23 条第 5 項において準用する同法第 22 条第 6 項の規定により合格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)	氏 名										
住 所											
電話	()	—	番								
生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性別	1. 男		
	1	2	3	4	：	：	：		2. 女		
本籍又は国籍											
合格証明書の種別	空港保安 施設 雑 踏 交通誘導 核 燃 料 物 質 等 貴 重 品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務										
検定の区分	1 級	2 級									
交 付 年 月 日	昭和	平成	年	月	日	合格証明書番号					号
再交付を申請する事由											

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 8 号 (第 15 条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署	：	：	：	：	：	：	(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日	：	：	年	：	月	：	日
※ 合格証明書交付公安委員会		※ 合格証明書の番号	：	：	：	：	：	：	：
※ 書換え年月日	：	年	：	月	：	日			

合 格 証 明 書 書 換 え 申 請 書

警備業法第 23 条第 5 項において準用する同法第 22 条第 5 項の規定により合格証明書の書換えを申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)	氏 名										
住 所											
電話	()	—	番								
生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性別	1. 男		
	1	2	3	4	：	：	：		2. 女		
本籍又は国籍											
合格証明書の種別	空港保安 施設 雑 踏 交通誘導 核 燃 料 物 質 等 貴 重 品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務										
検定の区分	1 級	2 級									
交 付 年 月 日	昭和	平成	年	月	日	合格証明書番号					号
書換え事項	新					旧					
書換えを申請する事由											

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部改正)

第十一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

別記様式第2号 (第7条関係)

文 書 番 号
令和...年...月...日

国家公安委員会 殿

(所属、官職)
(氏名、押印)

疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写請求書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第13条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写を請求します。

記

閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

備考 1 不要の文字は、破線で消すこと。
2 「閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号 (第4条関係)

文 書 番 号
令和...年...月...日

附

国家公安委員会

受 理 書

令和...年...月...日付け(文書番号)による犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第8条第5項の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第7条関係)

文 書 番 号
平成...年...月...日

国家公安委員会 殿

(所属、官職)
(氏名、押印)

疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写請求書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第13条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写を請求します。

記

閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

備考 1 不要の文字は、破線で消すこと。
2 「閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号 (第4条関係)

文 書 番 号
平成...年...月...日

附

国家公安委員会

受 理 書

平成...年...月...日付け(文書番号)による犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第8条第5項の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

文 章 番 号
昭和.....年.....月.....日

殿

国家公安委員会

疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付について

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、昭和.....年.....月.....日付け（文書番号）で請求のあった疑わしい取引に関する情報の記録の写しを明細のとおり送付します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

文 章 番 号
昭和.....年.....月.....日

国家公安委員会 殿

(所属、官職)
(氏名、押印)

疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付請求書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付を請求します。

記

写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

備考 1 「写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

文 章 番 号
平成.....年.....月.....日

殿

国家公安委員会

疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付について

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、平成.....年.....月.....日付け（文書番号）で請求のあった疑わしい取引に関する情報の記録の写しを明細のとおり送付します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

文 章 番 号
平成.....年.....月.....日

国家公安委員会 殿

(所属、官職)
(氏名、押印)

疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付請求書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付を請求します。

記

写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

備考 1 「写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 6 号（第 11 条関係）

文 書 番 号
係 理 年 月 日

殿

〔 警 視 総 監
警察本部長 〕

照会書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき調査を行う必要がありますので、下記のとおり照会します。

記

1 照会事項

2 備考

担当者
(所属・官職)
(氏名・押印)
(連 絡 先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 5 号（第 11 条関係）

文 書 番 号
係 理 年 月 日

殿

国家公安委員会

報告徴収書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告又は資料の提出を求めます。

記

1 報告を求める事項又は提出を求める資料

2 期限

担当者
(所属・官職)
(氏名・押印)
(連 絡 先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 6 号（第 11 条関係）

文 書 番 号
係 理 年 月 日

殿

〔 警 視 総 監
警察本部長 〕

照会書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき調査を行う必要がありますので、下記のとおり照会します。

記

1 照会事項

2 備考

担当者
(所属・官職)
(氏名・押印)
(連 絡 先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 5 号（第 11 条関係）

文 書 番 号
係 理 年 月 日

殿

国家公安委員会

報告徴収書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告又は資料の提出を求めます。

記

1 報告を求める事項又は提出を求める資料

2 期限

担当者
(所属・官職)
(氏名・押印)
(連 絡 先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 6 号（第 13 条関係）

文 書 番 号 係 第 年 月 日	
殿	
国家公安委員会	
意見陳述書	
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。	
記	
1	特定事業者 （名称） （主たる事業所又は営業所の所在地） （代表者の氏名・役職）
2	意見の内容
3	理由
4	備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 7 号（第 13 条関係）

文 書 番 号 係 第 年 月 日	
殿	
国家公安委員会	
立入検査承認予定通知書	
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 19 条第 3 項の規定による立入検査を下記のとおり承認する予定であるため同条第 4 項の規定に基づき通知します。	
記	
1	特定事業者 （名称） （主たる事業所又は営業所の所在地） （代表者の氏名・役職）
2	立入検査の対象とする事業所の名称及び所在地
3	立入検査を実施する時期
4	立入検査を実施する都道府県警察
5	立入検査を実施することが特に必要であると認める理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 6 号（第 13 条関係）

文 書 番 号 係 第 年 月 日	
殿	
国家公安委員会	
意見陳述書	
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。	
記	
1	特定事業者 （名称） （主たる事業所又は営業所の所在地） （代表者の氏名・役職）
2	意見の内容
3	理由
4	備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 7 号（第 12 条関係）

文 書 番 号 係 第 年 月 日	
殿	
国家公安委員会	
立入検査承認予定通知書	
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 19 条第 3 項の規定による立入検査を下記のとおり承認する予定であるため同条第 4 項の規定に基づき通知します。	
記	
1	特定事業者 （名称） （主たる事業所又は営業所の所在地） （代表者の氏名・役職）
2	立入検査の対象とする事業所の名称及び所在地
3	立入検査を実施する時期
4	立入検査を実施する都道府県警察
5	立入検査を実施することが特に必要であると認める理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則の一部改正)

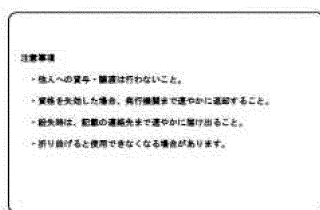
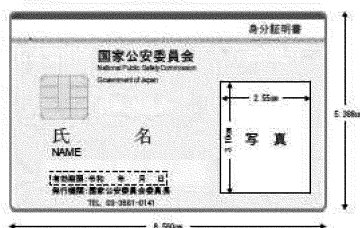
第十二条 国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記様式（第2条関係）

(表)

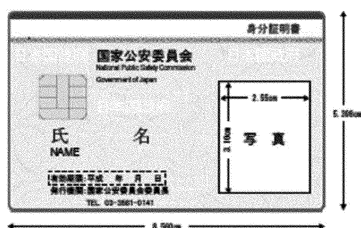


備考 次に掲げる事項を身分証明書に組み込んだ半導体集積回路に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法をいう。）により記録すること。

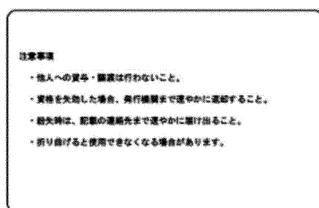
- (1) 身分証明書の発行を受ける委員長又は委員の氏名及び生年月日
- (2) 身分証明書の有効期間の末日
- (3) 身分証明書ごとに付された番号

別記様式（第2条関係）

(表)



(五)



備考 次に掲げる事項を身分証明書に組み込んだ半導体集積回路に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法を用いる。）により記録すること。

- (1) 身分証明書の発行を受ける委員長又は委員の氏名及び生年月日
- (2) 身分証明書の有効期間の末日
- (3) 身分証明書ごとに付された番号

（オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成二十年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

(裏 面)

注意

1 この給付金は、オウム真理教による次の(1)から(8)までの事件に係る犯罪行為を対象としています。申請者や御親族が被害を受けた犯罪行為の番号に応じて、表面の「対象犯罪行為」の欄の番号に○印を記入してください。

(1) 地下鉄サリン事件
(2) 松本サリン事件
(3) 平成元年11月4日に発生した弁護士及びその妻の殺人事件
(4) 平成6年5月9日に発生したサリンを使用した弁護士の高人未遂事件
(5) 平成6年12月2日に発生したVXを使用した殺人未遂事件
(6) 平成6年12月12日に発生したVXを使用した殺人事件
(7) 平成7年1月4日に発生したVXを使用した殺人未遂事件
(8) 平成7年2月28日から同年3月1日にかけて発生した公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件

2 この給付金は、次の(1)から(8)までの給付事由に該当する方(オウム真理教の構成員であった者を除く。)が申請することができます。申請者の該当する給付事由の番号に応じて、表面の「給付事由」の欄の番号に○印を記入し、当該番号の右の欄に必要事項を記入してください。(4)又は(4)に該当する方は「被害者との続柄」、「生計維持関係」及び「他の第1順位遺族」の欄にも記入してください。

(1) 対象犯罪行為により死亡した方の遺族
(2) 対象犯罪行為により被害を受けた方
(3) 対象犯罪行為により傷害を負った方
(4) 応に該当する方であって対象犯罪行為によらないで死亡した方の遺族
(5) ③に該当する方であって対象犯罪行為によらないで死亡した方の遺族

3 2の(1)並びに(4)及び(5)の遺族とは、対象犯罪行為により死亡した方又は対象犯罪行為により被害が残り、若しくは被害を受けた者であって対象犯罪行為によらないで死亡した方(以下「死亡被害者」という。)の死亡の際において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、(1)、(2)、③の順序(②及び③に掲げる遺族についてはそれぞれに掲げる順序)です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、給付金の支給を受けることはできません。

申請者は、表面の「被害者との続柄」の欄の該当する続柄に○印を記入するとともに、②に該当する場合は「生計維持関係」の欄の「有」に、③に該当する場合は「無」に○印を記入してください。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
(2) 被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
(3) ②以外の被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

4 申請者のほか第1順位遺族がいる場合は「他の第1順位遺族」の欄の「有」に、他に第1順位遺族がない場合は「無」に○印を記入してください。

5 この申請書には、次の書類を添えてください。ただし、都道府県公安委員会の判断により、これらの書類を添える必要がある場合があります。詳しくは警視庁又は道府県警察本部に相談してください。

添付書類	給付事由 (2(1)～(5))				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
死亡した方の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡した方の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	☐	☐	☐	☐	☐
申請者の氏名、生年月日、本籍及び死亡した方との続柄を明らかにすることのできる戸籍の謄本又は抄本	☐	☐	☐	☐	☐
負傷又は疾病の症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類	☐	☐	☐	☐	☐
負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類	☐	☐	☐	☐	☐

6 これまで被害者の方又はその御遺族の方が対象犯罪行為を原因として公的給付を受けた事実の有無(受けた事実がある場合は、当該公的給付の種類)及びオウム真理教に対する確立事件(東京地方裁判所平成7年(ワ)第3694号及び第3714号)における対象犯罪行為により生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に基づく債権の届出の有無について記入してください。

※ 本書につき不明な点がありましたら、警視庁若しくは道府県警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

様式第1号(第2条関係) (表 面)

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書

被害者	氏名 (被害者同様のもの)	性別	男	生年月日	明 大 昭 平	年 月 日
住 所	(被害者同様のもの)					
給付事由	対象犯罪行為	(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)				
0 死亡	被害者との続柄	配偶者	子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹			
	生計維持関係		有	・	無	
	他の第1順位遺族		有	・	無	
0 障害	障害の程度	介護を要する障害・重度障害・左記以外の障害				
0 疾病	障害の部位及び状態					
0 遺病	通院加療期間	1月以上	・	1日以上1月未満		
他の法令による対象犯罪行為を原因とした公的給付	有・無	1 労働者災害補償保険(障害等級:) 2 国家(地方)公務員災害補償(障害等級:) 3 その他()				
破産手続の届出	有	・	無			
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第6条第1項に基づき、以上のとおりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定を申請します。 「令和 年 月 日」 申請者 氏名 〇 (申請が代理人によってなされる場合) 代理人 氏名 〇 公安委員会 殿 申請者又は代理人の連絡先 住 所: 〇 電話番号: () ー 〇 備 考 欄 〇担当者記載欄(申請者の方は記入しないでください。) 受付「平成 年 月 日」年 時 分 第 号 警視庁経由 (※裏面の注意をよく読んで記入してください。)(日本工業規格A列4番)						

(裏 面)

注意

1 この給付金は、オウム真理教による次の(1)から(8)までの事件に係る犯罪行為を対象としています。申請者や御親族が被害を受けた犯罪行為の番号に応じて、表面の「対象犯罪行為」の欄の番号に○印を記入してください。

(1) 地下鉄サリン事件
(2) 松本サリン事件
(3) 平成元年11月4日に発生した弁護士及びその妻の殺人事件
(4) 平成6年5月9日に発生したサリンを使用した弁護士の高人未遂事件
(5) 平成6年12月2日に発生したVXを使用した殺人未遂事件
(6) 平成6年12月12日に発生したVXを使用した殺人事件
(7) 平成7年1月4日に発生したVXを使用した殺人未遂事件
(8) 平成7年2月28日から同年3月1日にかけて発生した公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件

2 この給付金は、次の(1)から(8)までの給付事由に該当する方(オウム真理教の構成員であった者を除く。)が申請することができます。申請者の該当する給付事由の番号に応じて、表面の「給付事由」の欄の番号に○印を記入し、当該番号の右の欄に必要事項を記入してください。(4)又は(4)に該当する方は「被害者との続柄」、「生計維持関係」及び「他の第1順位遺族」の欄にも記入してください。

(1) 対象犯罪行為により死亡した方の遺族
(2) 対象犯罪行為により被害を受けた方
(3) 対象犯罪行為により傷害を負った方
(4) 応に該当する方であって対象犯罪行為によらないで死亡した方の遺族
(5) ③に該当する方であって対象犯罪行為によらないで死亡した方の遺族

3 2の(1)並びに(4)及び(5)の遺族とは、対象犯罪行為により死亡した方又は対象犯罪行為により被害が残り、若しくは被害を受けた者であって対象犯罪行為によらないで死亡した方(以下「死亡被害者」という。)の死亡の際において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、(1)、(2)、③の順序(②及び③に掲げる遺族についてはそれぞれに掲げる順序)です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、給付金の支給を受けることはできません。

申請者は、表面の「被害者との続柄」の欄の該当する続柄に○印を記入するとともに、②に該当する場合は「生計維持関係」の欄の「有」に、③に該当する場合は「無」に○印を記入してください。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
(2) 被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
(3) ②以外の被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

4 申請者のほか第1順位遺族がいる場合は「他の第1順位遺族」の欄の「有」に、他に第1順位遺族がない場合は「無」に○印を記入してください。

5 この申請書には、次の書類を添えてください。ただし、都道府県公安委員会の判断により、これらの書類を添える必要がある場合があります。詳しくは警視庁又は道府県警察本部に相談してください。

添付書類	給付事由 (2(1)～(5))				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
死亡した方の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡した方の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	☐	☐	☐	☐	☐
申請者の氏名、生年月日、本籍及び死亡した方との続柄を明らかにすることのできる戸籍の謄本又は抄本	☐	☐	☐	☐	☐
負傷又は疾病の症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類	☐	☐	☐	☐	☐
負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類	☐	☐	☐	☐	☐

6 これまで被害者の方又はその御遺族の方が対象犯罪行為を原因として公的給付を受けた事実の有無(受けた事実がある場合は、当該公的給付の種類)及びオウム真理教に対する確立事件(東京地方裁判所平成7年(ワ)第3694号及び第3714号)における対象犯罪行為により生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に基づく債権の届出の有無について記入してください。

※ 本書につき不明な点がありましたら、警視庁若しくは道府県警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

様式第1号(第2条関係) (表 面)

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書

被害者	氏名 (被害者同様のもの)	性別	男	生年月日	明 大 昭 平	年 月 日
住 所	(被害者同様のもの)					
給付事由	対象犯罪行為	(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)				
0 死亡	被害者との続柄	配偶者	子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹			
	生計維持関係		有	・	無	
	他の第1順位遺族		有	・	無	
0 障害	障害の程度	介護を要する障害・重度障害・左記以外の障害				
0 疾病	障害の部位及び状態					
0 遺病	通院加療期間	1月以上	・	1日以上1月未満		
他の法令による対象犯罪行為を原因とした公的給付	有・無	1 労働者災害補償保険(障害等級:) 2 国家(地方)公務員災害補償(障害等級:) 3 その他()				
破産手続の届出	有	・	無			
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第6条第1項に基づき、以上のとおりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定を申請します。 「平成 年 月 日」 申請者 氏名 〇 (申請が代理人によってなされる場合) 代理人 氏名 〇 公安委員会 殿 申請者又は代理人の連絡先 住 所: 〇 電話番号: () ー 〇 備 考 欄 〇担当者記載欄(申請者の方は記入しないでください。) 受付「平成 年 月 日」年 時 分 第 号 警視庁経由 (※裏面の注意をよく読んで記入してください。)(日本工業規格A列4番)						

(裏 面)

注意

1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、裁定の通知を受けた日から3か月以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければなりません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません。

(表 面)

様式第2号（第3条関係）

第 号
令和 年 月 日

住 所
氏 名 殿
公安委員会 図

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書

「令和 年 月 日」付けで支給裁定の申請がありましたオウム真理教犯罪被害者等給付金については、下記の理由により、 こととしましたので通知します。

支給を受けることができる給付金の額 円

理 由

◎裏面の注意をよく読んでください。（日本工業規格A列4番）

(裏 面)

注意

1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、裁定の通知を受けた日から3か月以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません。

(表 面)

様式第2号（第3条関係）

第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿
公安委員会 図

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書

「平成 年 月 日」付けで支給裁定の申請がありましたオウム真理教犯罪被害者等給付金については、下記の理由により、 こととしましたので通知します。

支給を受けることができる給付金の額 円

理 由

◎裏面の注意をよく読んでください。（日本工業規格A列4番）

様式第 3 号（第 3 条関係）

第 号
令和 年 月 日

住 所

氏 名 殿
公安委員会 図

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

「令和 年 月 日」付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありましたが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成 20 年法律第 80 号）第 8 条第 3 項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。
なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、を被告として（訴訟においてを代表する者は、公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格 A 列 4 番）

様式第 3 号（第 3 条関係）

第 号
平成 年 月 日

住 所

氏 名 殿
公安委員会 図

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

「平成 年 月 日」付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありましたが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成 20 年法律第 80 号）第 8 条第 3 項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。
なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、を被告として（訴訟においてを代表する者は、公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格 A 列 4 番）

様式第 4 号（第 3 条関係）

（表 面）

オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書

「令和 年 月 日」

警察庁支出官 殿

フリガナ
氏 名 殿
住 所

下記によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支払を請求します。

請求金額 円 也

① 裁定	裁 定 番 号	第 号
	裁 定 年 月 日	「平成 年 月 日」
	裁定公安委員会名	公 安 委 員 会
② 私払 徴収し を希望 する 方法 及び 関係	ア 口座振込	銀 行 本 店 金 庫 支 店 預金の種類（ 口座番号 第 号）
	イ 送金支払	銀 行 本 店 金 庫 支 店
	ウ 送金支払	郵便局

（日本工業規格 A 列 4 番）

様式第 4 号（第 3 条関係）

（表 面）

オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書

「平成 年 月 日」

警察庁支出官 殿

フリガナ
氏 名 殿
住 所

下記によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支払を請求します。

請求金額 円 也

① 裁定	裁 定 番 号	第 号
	裁 定 年 月 日	「平成 年 月 日」
	裁定公安委員会名	公 安 委 員 会
② 私払 徴収し を希望 する 方法 及び 関係	ア 口座振込	銀 行 本 店 金 庫 支 店 預金の種類（ 口座番号 第 号）
	イ 送金支払	銀 行 本 店 金 庫 支 店
	ウ 送金支払	郵便局

（日本工業規格 A 列 4 番）

(国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部改正)

第十四条 国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則(平成二十六年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

	(裏 面) 注意 1 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。 2 「請求金額」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給決定通知書に記載されている「給付金の額」を記入してください。 3 ①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給決定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。 4 ②の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを1つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。 なお、「ア 口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。 5 この請求書は、下記あてに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。 郵便番号100-8974 警察庁長官官房給与厚生課長 6 この請求書について御不明な点がありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。
	(裏 面) 注意 1 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。 2 「請求金額」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給決定通知書に記載されている「給付金の額」を記入してください。 3 ①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給決定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。 4 ②の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを1つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。 なお、「ア 口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。 5 この請求書は、下記あてに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。 郵便番号100-8974 警察庁長官官房給与厚生課長 6 この請求書について御不明な点がありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。

改 正 後	指定の理由 別 紙 別記様式第 1 号（第 6 条関係） 確定秘密指定書 確定秘密の保護に関する法律（平成 26 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定秘密を指定する。 記 1 対象情報 2 指定の整理番号 3 法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別 4 指定の理由 別紙のとおり 5 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲 6 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別 7 指定の有効期間等 (1) 指定の有効期間 (2) 当該有効期間が満了する年月日
	指定の理由 別 紙 別記様式第 1 号（第 6 条関係） 確定秘密指定書 確定秘密の保護に関する法律（平成 26 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定秘密を指定する。 記 1 対象情報 2 指定の整理番号 3 法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別 4 指定の理由 別紙のとおり 5 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲 6 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別 7 指定の有効期間等 (1) 指定の有効期間 (2) 当該有効期間が満了する年月日

改

正

後

改

正

前

別記様式第4号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

(宛 先)

国家公安委員会事務官

特定秘密の指定について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密が指定されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第3号（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

(宛 先)

国家公安委員会

特定秘密の指定について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密を指定したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第4号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

(宛 先)

国家公安委員会事務官

特定秘密の指定について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密が指定されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第3号（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

(宛 先)

国家公安委員会

特定秘密の指定について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密を指定したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第 6 号 (第 12 条関係)

(宛 先)

送 番
令和 年 月 日
国 家 公 安 委 員 会

特定秘密の指定の有効期間延長について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 延長後の指定の有効期間等
(1) 延長後の指定の有効期間
(2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第 6 号 (第 11 条関係)

令和 年 月 日

特定秘密指定延長書

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間を延長する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 6 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 7 延長後の指定の有効期間等
(1) 延長後の指定の有効期間
(2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第 6 号 (第 12 条関係)

(宛 先)

送 番
平成 年 月 日
国 家 公 安 委 員 会

特定秘密の指定の有効期間延長について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 延長後の指定の有効期間等
(1) 延長後の指定の有効期間
(2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第 5 号 (第 11 条関係)

平成 年 月 日

特定秘密指定延長書

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間を延長する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 6 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 7 延長後の指定の有効期間等
(1) 延長後の指定の有効期間
(2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第 9 号 (第 14 条関係)

平成 年 月 日

特定秘密指定解除書

特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 第 4 条第 7 項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定を解除する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 指定の解除の理由

(注) 特定秘密に指定された情報の一部を解除 (以下「一部解除」という。) する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「1 対象情報」を「1 一部解除する情報」とし、「3 指定の解除の理由」の次に「4 一部解除後の指定に係る情報」を記載。

別記様式第 7 号 (第 12 条関係)

第 番
平成 年 月 日

(宛 先)

国家公安委員会事務局

特定秘密の指定の有効期間延長について
標記について、特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 延長後の指定の有効期間等
(1) 延長後の指定の有効期間
(2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第 9 号 (第 14 条関係)

平成 年 月 日

特定秘密指定解除書

特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 第 4 条第 7 項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定を解除する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 指定の解除の理由

(注) 特定秘密に指定された情報の一部を解除 (以下「一部解除」という。) する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「1 対象情報」を「1 一部解除する情報」とし、「3 指定の解除の理由」の次に「4 一部解除後の指定に係る情報」を記載。

別記様式第 7 号 (第 12 条関係)

第 番
平成 年 月 日

(宛 先)

国家公安委員会事務局

特定秘密の指定の有効期間延長について
標記について、特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 延長後の指定の有効期間等
(1) 延長後の指定の有効期間
(2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第11号（第16条関係）

発 番
令和 年 月 日

（宛 先）

国家公安委員会秘書官

特定秘密の指定の有効期間満了について
標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の満了年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

別記様式第10号（第16条関係）

発 番
令和 年 月 日

（宛 先）

国 家 公 安 委 員 会

特定秘密の指定の有効期間満了について
標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の満了年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

別記様式第13号（第17条関係）

第 17 条 関係

(宛 先)

国家公安委員会事務官

特定秘密の指定の解除について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項の
規定により、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

(注) 一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る特
定秘密の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ、「3 一部解除した
情報」の次に「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。

別記様式第12号（第17条関係）

第 17 条 関係

(宛 先)

国家公安委員会

特定秘密の指定の解除について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項の
規定により、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

(注) 一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る特
定秘密の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ、「3 一部解除した
情報」の次に「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。

別記様式第13号（第17条関係）

第 17 条 関係

(宛 先)

国家公安委員会事務官

特定秘密の指定の解除について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項の
規定により、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

(注) 一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る特
定秘密の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ、「3 一部解除した
情報」の次に「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。

別記様式第12号（第17条関係）

第 17 条 関係

(宛 先)

国家公安委員会

特定秘密の指定の解除について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項の
規定により、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

(注) 一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る特
定秘密の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ、「3 一部解除した
情報」の次に「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

別記様式第18号（第43条関係）

発 番
令和 年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

国 家 公 安 委 員 会

特定秘密の提供について（回答）

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）（令和 年 月 日 号）に記されたとおり、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

別記様式第18号（第43条関係）

発 番
令和 年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

国 家 公 安 委 員 会

特定秘密の保護に関する法律第6条に基づく特定秘密の提供について（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成26年法律第108号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、特定秘密の内容等により特段の措置が必要である場合には別途協議する。

記

国家公安委員会が法第6条第1項の規定により（提供元行政機関）に提供する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第12条第1項の規定に基づき（提供元行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第17条各号に掲げる措置を講ずることとする。

別記様式第18号（第43条関係）

発 番
平成 年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

国 家 公 安 委 員 会

特定秘密の提供について（回答）

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）（平成 年 月 日 号）に記されたとおり、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

別記様式第18号（第43条関係）

発 番
平成 年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

国 家 公 安 委 員 会

特定秘密の保護に関する法律第6条に基づく特定秘密の提供について（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成26年法律第108号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、特定秘密の内容等により特段の措置が必要である場合には別途協議する。

記

国家公安委員会が法第6条第1項の規定により（提供元行政機関）に提供する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第12条第1項の規定に基づき（提供元行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第17条各号に掲げる措置を講ずることとする。